

■ 指定候補者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点

別紙

(団体名)

【府民の森ひよし】

選定基準	審査項目	審査内容	配点		審査書類
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	・基本方針の妥当性(府方針等の適合性)	(1)施設の設置目的・理念を十分に理解しているか。	確保できない場合は失格	適・不適	・事業計画書(1) ・その他全般
	・関係法令の遵守	(1)管理運営に伴う事業執行が関係法令等に合致したものであるか。 (2)個人情報適切に取り扱う考え方が理念として確立されているか。 (3)情報管理体制が規程等に確立されているか。			
	・府民の平等な利用の確保	(1)府民の平等な利用確保が図られているか。			
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	・人的能力(人員配置・組織体制の妥当性)	(1)施設運営が適切に行える人員配置がされているか。 (2)現場責任者の配置があるか。 (3)職員の人材育成についての考え方、高齢者、障害者等への接遇向上につながる研修等が実施されているか。	10		・事業計画書(2) ・収支計画書 ・運営体制書 ・再委託予定調書 ・団体概要書 ・添付書類
	・物的能力(経営基盤の安定性)	(1)経営状況が安全かつ健全なものか。 (2)事業規模に対して所有する財産の規模が適正であるか。 (3)財務諸表のバランスがとれているか。 (4)収支計画・資金計画が妥当であるか。	5		
	・業務遂行力(業務実績、団体の信用性)	(1)住民利用施設の管理及び運営を適切に執行している実績を有するか。	10		
	・安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)	(1)通常時・緊急時の安全管理(防犯・防災対策)体制が確立されているか。 (2)施設内での事故の対応と予防措置は具体的かつ現実的か。	5		
	計		30		
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・利用者に対するサービスの向上	(1)利用者サービス向上のための具体的方策が提案されているか。 (2)トラブル防止や苦情等への対処法が確立されているか。	10		・事業計画書(3) ・利用料金設定表 ・自主事業計画書
	・利用促進、利用者増への取組み	(1)具体的手法としての提案になっているか。 (施設のPR、京都モデルフォレスト運動や森林・林業の研修、環境教育、植樹活動のフィールドとしての活用など、森林・林業の情報発信拠点としての魅力向上に繋がる内容等) (2)利用者等の意見を収集し、管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか。	15		
	・適切な利用料金設定	(1)積算根拠が明確であり、単価設定が妥当であるか。	5		
	・施設の効用を最大限発揮するための企画提案事業、自主事業等の提案力	(1)提案内容が施設の設置目的の趣旨と合致しており、通常の施設の適正管理に支障を来さないものであるか。 (2)十分な創意工夫や実現可能性があるか。	10		
	計		40		
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料(指定管理料一納付額)の提案額を比較	<計算式>【申請者の点数】 =30点×(応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格)÷(申請者の提案価格)の提案価格 ※申請者の提案価格>0円の場合	30		・事業計画書(4) ・収支計画書
合 計 点 数			100		

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)